

【 会 議 録 】 (概 要) (案)

日時: 令和 8 年 (2026 年) 3 月 1 7 日 (火) 18:30~19:30

会議名	第 7 回越谷サンシティのあり方に関する 審議会	場所	越谷市役所 エントランス棟 3 階 会議室 3-1
件名 議題	1 開会 2 議事 (1) 「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針 (素案)」の修正について ①意見公募手続の概要及び実施結果について ②方針 (素案) の修正 (追加・更新・削除等) について (2) 答申の作成について ①答申 (案) に対する修正意見 (追加・更新・削除等) について ②修正意見 (追加・更新・削除等) の対応について 3 その他 4 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 (18 人) 松岡会長、桃木副会長、田中委員、熊谷委員、牛島委員、山田委員、藤森委員、 吉田委員、関森委員、江原委員、浅見委員、岩男委員、新井委員、川上委員、 山崎委員、稲垣委員、小林委員、樽谷委員 欠席委員 (7 人) 岸井委員、丁野委員、黒川委員、青山委員、石川委員、宮園委員、中山委員 事務局 (4 人) 長澤公共施設マネジメント推進課長、森同課副課長、並木同課主幹、本田同課主事 説明員 (11 人) 岩永総合政策部長、野口総合政策部副部長 (兼) 政策課長、 古海南越谷にぎわい推進室長、長瀬同室副室長、平井同室主幹、村田同室主幹、 北村同室主事 横井行財政部副参事 (兼) 財政課長、和田経済振興課長、戸張都市計画課長、 川澄教育総務部副参事 (兼) 生涯学習課長		
内 容	別紙 会議録 (要旨) のとおり		
●合意・決定事項等 ・ <u>意見公募手続の概要及び実施結果について、以下のとおり修正する。</u> ・ 提出された意見への対応の区分について、説明を追加する。 ・ 「3 (1) ②市の財政負担の考え方」の審議会の考え方について、方針 (素案) の記載内容と整合がとれる内容に修正する。 ・ <u>答申の本文及び付帯意見について、以下のとおり修正する。</u> ・ 答申のメインが方針 (素案) であることが明確となるよう構成を変更する。 ・ 答申の本文に方針 (素案) の主旨を記載する。 ・ 「付帯意見」という表現を削除する。 ※ 審議会において合意されていない内容のうち、今後の方針策定及び事業の推進の参考とすべき意見については、参考意見として記載する。 ・ <u>答申一式に関わる修正及び最終確認は正副会長に一任する。</u> ・ <u>本日の審議結果を反映した内容をもって、本審議会から市長への答申とする。</u>			

会議録（要旨）

1 開会

- ・行財政部公共施設マネジメント推進課副課長の司会により開会
- ・会議の出席委員は、25人中18人であり、条例の規定による定足数3分の2以上を満たしており、本日の会議が成立することを報告
- ・松岡会長から開会のあいさつ

2 議事（議長：松岡会長、進行役：酒見氏）

- ・第7回会議録の署名委員は、浅見委員、新井委員に決定した。

(1) 「今後の越谷サンシティのあり方に関する方針（素案）」の作成について

(南越谷) ・南越谷にぎわい推進室から参考資料、資料1、資料2について説明を行った。

(進行役) 改めて確認となりますが、今回資料4と書いてあるものが、答申の本体で、添付資料として、資料1と資料2がつき、これら1セットで最終的な審議会からの答申となります。(1)の議事としまして、まず、この資料1全体の構成や記載内容等について何か疑問や確認事項がある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員) まず確認ですが、市長に対して資料1、資料2、資料4を提出するということですが、その後、これらの資料は全て公開されるということでしょうか。また、そのタイミングはどうなるのでしょうか。

(南越谷) 答申は、3月30日を予定しており、その後、速やかにホームページ等で公表していくことを考えております。

(委員) 資料1の特に区分をCとした意見について、先ほどの説明で、BとCに分類した理由を説明されていましたが、それがこの資料1で十分理解できるのでしょうか。特にCについて、端的に言えば、対応できませんと答えているわけです。それについてCに該当する意見を出した人が理解できるのでしょうか。最後は見解の相違といったことになるかもしれませんが、先ほどA B C Dに割り振った理由を説明されていたので我々はわかりますが、このCやDについて意見を出した人が理解できますかという、それは難しいのではないかと思います。完全に納得することは難しいと思いますが、それなりに説明をする必要があるのではないかと思います。

(進行役) 事務局の方から何か補足はありますか。

(南越谷) 資料1では、凡例として単純な区分けの説明しか記載していないので、その分類の説明を記載するなどの修正を考えさせていただきたいと思います。

(進行役) このA B C Dのそれぞれの区分の考え方を改めて追加するなど、事務局の方で案を作成するというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(進行役) それでは、具体的な中身に入りたいと思います。意見公募手続でいただいた意見をA B C Dに事務局の方で区分させていただいています。このAに該当するものとして二つの意見、ページで言いますと4ページの下にございますNo.16、No.17、こちらを、資料2の3ページに反映しています。委員の中で、この採否について、ご意見ありましたらいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

【意見なし】

(進行役) 意見がないようであれば、他の意見について、方針の素案に反映すべきではないかといったご意見、項目はありますでしょうか。

(委員) 資料1の15ページ「市の財政負担の考え方」の審議会の考え方の記載内容について、答申や方針の素案に書いてある内容と少し変わっていると思いますので、正確に方針の素案の内容に直していただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(進行役) 具体的にどこを指すのか教えていただけますでしょうか。

(委員) 15ページの4段落目にある、「施設整備にあたっては」という段落ですが、P F I手法については、方針の素案に記載されていません。また、それによって財政負担を平準化すると記載していますが、地方債の年限だったはずです。さらに、地方交付税についても記載がありませんので、会議での地方交付税措置を使った仕組みを検討してほしいという内容は、正確に記載していただく方がいいと思います。

(進行役) ありがとうございます。資料2の方針の素案の7ページ、1段落目の記載内容と整合を図ったほうが良いという意見だと思います。審議会でもご議論いただいたものの成果が資料2になりますので、そちらの記載内容に合わせることで問題ないかと思いますが、皆様ご異議ないでしょうか。

【異議なし】

(進行役) 他の部分で、ご意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

【意見なし】

(進行役) それでは、資料1については2ヶ所、ご意見をいただいたところについて修正をする。また、資料2について、お示しした修正案で良いということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(2) 答申の作成について

- (進行役) 続きますして、議事 2「答申の作成について」に移りたいと思います。まずは、市から資料の説明をお願いします。
- (南越谷) ・南越谷にぎわい推進室から資料 3 及び資料 4 について説明を行った。
- (進行役) ただいま資料 3 及び資料 4 について説明がありました。資料 3 以外に、資料 4 の答申本体に対して、ご意見、ご質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。
- (委員) 資料 4 の 1 ページ目、答申の本文の 3 段落目に「付帯意見として記します」と書かれています。付帯意見とは、例えば国会でいうと政府提案の法律に対して、委員会としての合意として付するものです。そのため、審議会の合意の意見でないのであれば、答申本文の「付帯意見として」という部分を削除してもよいと思います。地方自治体の議会でも同じで、執行部の提案に対して付帯意見をつけるというと、やっぱり合意を得てから作るのが普通だと思います。
- (委員) まさにこの付帯意見の意味です。審議会としては一致しなかったが、一部の意見は入れるということだとすれば、それは何故でしょう。私は付帯意見について、方針の素案に書いてもいいと思いますが、このように整理する理由、その理屈をご説明いただきたいと思っています。
- (南越谷) 先ほどご審議いただきました方針の素案について、委員の皆さんの合意をもって固めていただく中で、何人かの委員から出ていたご意見などで、素案には記載しないが、今後、方針を策定し、さらにはその後の事業を推進していく上で、参考とすべきではないかというものを付帯意見として記した案を作成しました。もちろん審議会の委員の皆さんの合意があつてのものだと思いますが、方針には記載しないものの、参考とすべき意見を付帯意見として記載しています。
- (進行役) まず、付帯意見という言葉がよくないというご意見がありました。個別の意見の集合体であれば「下記に記します」といった記載だけで良いのではないかとご意見でした。また、付帯意見をどういった基準で選んでいるのかについて、ご確認がありました。このあたりについて、他の委員でご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。
- (委員) 前回の議事録の 2 ページ目に、この件が示されています。前回、付帯意見を記載した方が良いという結論になった気がしていますが、付帯意見をつけることによって、この答申に不都合が生じるということがあるのでしょうか。私は、前回の会議も踏まえ、これから詳細を詰めていくうえで 1 つの参考になるのであれば、記載してもよいと思っています。
- (委員) 答申の付帯意見について、民間施設の要望事項は、合意形成されたものではないから、追加しないという認識で合っていますか。
- (進行役) 方針の素案に追加しない理由をご認識のとおりです。
- (委員) そうしますと、この答申案の「1 施設整備について」に記載されている内容は審議会で合意したという認識であっていますか。

(南越谷) 答申案の記の下に記載されているものが付帯意見です。審議会での合意は得ていないため、方針の素案には記載されておりませんが、何人かの委員からご意見があり、今後の参考としてはどうかといった内容を案として記載しています。

(委員) そうしますと、資料 3 のNo.5 の民間施設への要望事項について、審議会において意見があったので、私はぜひ付帯意見に記載していただきたいと思っています。前回の会議において、付帯意見として、大きな会議場や博物館、郷土資料館を記載したほうが良いといった議論があったと認識していますので、No.5 の意見が記載されないことに疑問が残りました。

(進行役) 資料 3 のNo.5 のご意見については、資料 2 の方針の素案の 11 ページに、既に包含されています。方針の素案に記載されている合意された内容については、付帯意見には追記しないこととしており、合意形成が図られていない内容で、今後の参考としてはどうかといった内容を付帯意見として記載しております。

(委員) 資料 4 の答申案ですと付帯意見がメインと認識される恐れがあると感じました。今の説明の内容については理解しました。

(進行役) 答申の記載内容や見せ方について、修正を検討する必要があると認識しました。

(委員) 方針の素案にもいろいろ検討するといった記載があります。答申の付帯意見は、正式に検討するものではないという位置づけです。検討する内容について、区別するという点については合意をとるべきだと思います。また、付帯意見と記載するかはともかくとして、もし答申に記載するのであれば、その理由もここに記載するべきだと思います。

(進行役) 資料 2 の方針の素案は合意形成されたもので、答申の付帯意見と記載している部分が合意形成されていないものということですが、この区別をつけて記載をするということについて合意できていないといったご意見でした。この考え方について、位置づけを変えた方が良いといったご意見がある方がいらっしゃればと思いますがいかがでしょうか。

(委員) もう 1 回整理しますと、資料 4 の答申案では、審議会で合意していない意見が付帯意見とされていますが、世間一般的に審議会の付帯意見とは、合意した意見と受け取るのが普通だと思います。これを議員さんが見る、または報道されることがあるので、「付帯意見として」といった記載は削除すればよいと思います。また、この答申案では、「方針の素案を取りまとめました」と記載されています。しかし、審議会への諮問で当初言われていたのは、あの施設を建て替えるか否か、また、施設の規模などを明確にして欲しいということでした。そのため、例えば、資料 1 の 1 ページの 2 段目に記載されている内容を答申にも記載したうえで、そういったことを中心とした内容の素案を取りまとめましたと記載するなど、素案のポイント、一番大事な部分が、答申に記載してあることが自然だと思います。

(進行役) ありがとうございます。資料 4 の答申案にある「付帯意見として」という記載を削除することについては、皆さんご異議ないですかね。

【異議なし】

(進行役) また、審議会条例の設置に基づく諮問事項との対応について、基本的にはこの答申自体は、

建て替えとするか否かだけにとどまらない内容ですので、今回の答申の内容で合っているかと思いますが、そういった一番重要な部分を追記することを少し考えた方がいいといったご意見をいただきました。こちらは最後に文章表現も含めて、整理するというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(進行役) ありがとうございます。これまで、答申案にある付帯意見という記載を削除すること、答申の本体が方針の素案だということを明確に表現すること、審議会で合意形成された意見が方針に記載されており、合意形成されていない意見は答申に記載することについて、皆さん合意されたということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(進行役) 次に、いただいた修正意見の反映について、資料4の黄色で記載している部分となりますが、「市の将来の発展を見据え」といった記載を追加することは、皆さん問題ないでしょうか。

【異議なし】

(進行役) ありがとうございます。これで、今日の議事は終了となりますけれども皆さんよろしかったでしょうか。

【異議なし】

(進行役) 委員の皆様ありがとうございます。大変お疲れ様でした。ご意見を一通りいただきましたので、ここで進行を松岡会長にお戻しいたします。

(会長) 皆さんお疲れ様でした。忌憚のない意見をいただき、ありがとうございます。ここでお諮りします。本日いただいたご意見を踏まえた表現の修正、それから最終確認につきましては、私と桃木副会長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

【異議なし】

(会長) ありがとうございます。それでは表現の修正、最終確認につきましては正副会長に一任とさせていただきます。続いて、これが最後の会議となりますので、本日の審議結果を反映した答申の本文、付帯意見、方針の素案及び意見公募手続の結果は、これらをもって本審議会から市長への答申としたいと思いますが、このことについてご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【異議なし】

(会長) それでは、本日の審議結果を反映した内容をもって市長への答申とさせていただきます。なお、市長への答申は、私と桃木副会長が出席し、今月の30日に行う予定となっておりますので、後日、事務局から委員の皆様にご答申書の写しを配布していただくようお願いいたします。それでは本日の議事は以上となりますので進行を事務局にお戻しいたします。

皆様ご協力ありがとうございました。

3 その他

- ・事務局から、委員の任期が3月30日の答申をもって満了となること、会議録の確認についてお伝えし、最後に総合政策部長からお礼のあいさつを行った。

4 閉会

- ・桃木副会長から閉会のあいさつを行った。

この会議録は、会議内容と相違ないことをここに認め署名する。

令和8年3月25日

越谷サンシティのあり方に関する審議会

署名委員

浅見 昭一

新井 敏浩
